

群馬クレインサンダーズ後援会 会則

第1条（名称）

本会は、「群馬クレインサンダーズ後援会」と称する。

第2条（目的）

本会は「群馬クレインサンダーズ」の活動を後援し、日本一のプロバスケットボールチーム及び、クラブチームとなるよう応援し、合わせて群馬県におけるバスケットボールの健全な発展とスポーツ振興をはかることを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 群馬クレインサンダーズの運営・強化への支援
- (2) 群馬クレインサンダーズの企業会員の拡大と本会への加入促進
- (3) 群馬クレインサンダーズの地域貢献活動への支援
- (4) 会員特典サービスの提供
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業への支援

第4条（会員）

会員は、会の目的に賛同する個人事業者・法人又は団体とする。

第5条（遵守事項）

- (1) 会員は、応援マナーを守り、周りのお客様と協力して楽しい観戦を行う。
- (2) 会員は、本会及び群馬クレインサンダーズを利用した営利活動は行わない。

第6条（入会および脱会）

1. 次に該当する者が入会資格を有する。
 - (1) 会員は、第13条第1項または第2項におけるいずれかの会費を納入した者。
 - (2) 前条の目的・事業内容に賛同できる者。
 - (3) 暴力団等の反社会的勢力の構成員もしくは構成員等との関係がない者。
2. 会員資格の有効期間は、入会年度の1シーズンとし、審査手続きを経て入会日より会員資格を取得する。
3. 会員は、本人の申し出がない場合、自動継続とする。
4. 本会の名誉を汚した者は、理事会の決議により除名されることがある。

第7条（役員）

本会に次の役員をおく。

会長	1名	副会長	若干名
理事	若干名	監事	2名

第8条（名誉顧問及び顧問）

本会に名誉顧問及び顧問をおくことができる。名誉顧問及び顧問は会長が推薦する。

第9条（役員の選出）

1. 会長は太田市長が務める。
2. 副会長以下、理事、監事については、会長が指名する。
3. 副会長は商工会議所会頭、商工会会長とする。
4. 理事は商工会議所副会頭、商工会副会长、青年会議所理事長、東毛経済同友会会長、太田市医師会長、太田新田歯科医師会長で構成する。
5. 監事は、群馬県議会議員及び太田市議会議員の中から各1名を選出する。
6. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、やむを得ない理由により欠員が生じたときは、補充役員を会長が指名し、理事会で承認する。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期とする。

第10条（役員の任務）

1. 会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
2. 理事は理事会を構成し会務を処理する。
3. 監事は、事業及び会計を監査する

第11条（会議）

1. 会議は総会、理事会とする。
2. 総会は年1回（7月）会長が招集し、理事・監事の選出を行い、収支予算および事業計画を議決する。また、収支決算および事業報告を行う。
3. 臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
4. 総会および理事会の議長は会長がつとめる。
5. 事務局は、総会終了後、報告事項を速やかに会員へ総会の内容を報告する。

第12条（会計）

本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入により賄う。会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日までとする。

第13条（会費）

1. サンダーズ後援会 1口2万円 複数口の加入を妨げない。
2. 会費については、本会事務局へそれぞれ納入するものとする。
3. 脱会時の会費の返還は行わない。

第14条（個人情報について）

1. 事務局は会員の個人情報を関係法令及び本会が別途定める「個人情報保護方針」に従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾するものとする。
2. 会員の個人情報は、本会の情報及びイベント、チケット、グッズの案内等に使用し、事務局は個人情報を善良な管理者の注意を持って管理し、会員のプライバシー保護に配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めることとする。
3. 事務局は、法令に基づく場合その他「個人情報の保護等に関する法律」に定める場合を除き、会員の個人情報を会員の同意を得ないで第三者（事務局が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しない。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 本会は、入会申込者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業及びその役職員、準暴力団（集団的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びその構成員、その他これらに準ずる団体及びこれらの構成員等を指す。）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」という）に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、入会の申込を拒否することができる。
2. 本会会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、本会は当該会員の会員資格を取り消すことができるものとする。

第16条

この会則に定めるもののほか必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

（付 則）

1. 事務所は次の場所におく。

〒373-0851 群馬県太田市飯田町894-2

第17条（施行）

本会は令和3年7月1日より実施する。